

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国 ほか1名

答 弁 書

令和6年7月2日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告国指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号

大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部

部 付 西 脇 伸 

部 付 酒 井 悠 

法務事務官 降 旗 沙哉佳 

法務事務官 河 野 大 樹 

〒630-8301 奈良市高畑町552番地

奈良第二地方合同庁舎

奈良地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電 話 0742-23-5537)

(FAX 0742-20-3728)

上席訟務官 岸野友子 

訟務官 前田真一 

法務事務官 佐竹信哉 

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省

大臣官房文書課

防衛事務官 柴田広輝 

大臣官房訟務管理官

防衛書記官 鶴岡俊樹 

大臣官房訟務管理官付

防衛部員 倉田智之 

防衛部員 清水聡史 

防衛部員 平山恵美子 

防衛部員 奥田和史 

防衛部員 井上靖雄 

防衛部員 小倉淳 

防衛部員 田口武 

防衛事務官 倉田崇嗣 

防衛事務官 安藤聖 

防衛事務官 坂口雅俊 

防衛事務官 馬場拓磨 

防衛事務官 佐藤美鈴 

防衛事務官 齋藤由佳 

防衛事務官 菅原大義 

人事教育局人材育成課

防衛部員 廣瀬和希 

防衛部員 伊藤利法 

防衛事務官 川添裕之 

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする  
なお、被告国につき、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること  
を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 「第1 当事者」について（訴状4ページ）

#### (1) 「1」について

自衛隊奈良地方協力本部（以下「奈良地本」という。）が被告国の機関であること、令和5年1月30日付けで奈良地本が奈良市との間で「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結したこと、奈良市が同覚書に基づいて奈良地本に対して、奈良市が保有する住民基本台帳の一部の写し（出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間の者及び平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間の者（日本国籍を有する者に限る。以下「本件募集対象者」という。）の氏名、住所、生年月日及び性別。以下、氏名、住所、生年月日及び性別に係る情報を「個人4情報」という。）を令和6年度入隊者募集のために紙媒体で提供したこと、奈良地本が自衛官等の募集案内の郵便はがき（甲第9号証の1及び2）を本件募集対象者宛てに送付したことは認め、原告の年齢、奈良市が原告に係る個人情報を提供した事実及び奈良地本が原告宛てに募集案内の郵便はがきを送付した事実については、原告の令和5年当時の

奈良市内での居住の事実及び生年月日が確認できるまで、認否を留保する。

(2) 「2」について

被告奈良市が奈良地本に対し、本件募集対象者の個人4情報に関する資料を提供した地方公共団体であることは認め、原告に係る個人4情報の提供をしたことについては認否を留保する。

(3) 「3」について

奈良地本が被告国の機関であり、被告奈良市から本件募集対象者の個人4情報の提供を受けたことは認め、原告に係る個人4情報の提供を受けたことについては認否を留保する。

2 「第2 事実経緯」について（訴状4ないし7ページ）

(1) 「1」について

昭和42年7月19日の参議院内閣委員会において、「適格者名簿」に関する議論があったこと、その当時住民基本台帳は誰でも閲覧が可能であったことは認め、自衛隊が「適格者名簿」なるものを作成していたことは否認する。

(2) 「2」について

平成18年法律第74号により住民基本台帳法が改正され、同法11条1項において、国又は地方公共団体の機関が、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所に係る部分（個人4情報）の写しを当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる旨規定されたという限りで認め、その余は争う。

(3) 「3」について

遅くとも平成31年には、奈良地本の職員が、被告奈良市が備える住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分を閲覧し、書き写す方法で、募集対象者

の個人4情報を収集していたという限度において認める。

(4) 「4」について

安倍晋三総理大臣（当時）が、平成31年1月30日の衆議院本会議において、原告が引用している発言をしたことは認める。

(5) 「5」について

令和2年12月18日、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（甲第2号証）が閣議決定されたこと、同書面に訴状に引用された記載があることは認め、その余は争う。

(6) 「6」について

認める。

(7) 「7」について

第1文記載の事実及び第2文記載の事実のうち、被告奈良市が除外申請制度を導入し、情報提供除外申請書の受付を開始した事実は認め、上記制度の導入年月日及び上記申請書の受付開始日は不知。

(8) 「8」について

認める。

(9) 「9」について

奈良地本が、令和5年2月、被告奈良市より紙媒体にて本件募集対象者の個人4情報の提供を受けたこと、その当時、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生した者が未成年者であったことは認め、その余は不知。

(10) 「10」について

令和5年7月上旬、奈良地本が、郵便はがき（甲第9号証の1及び2）を本件募集対象者宛てに送付したこと、同はがきに、原告が引用している文言が記載されていること、甲第10号証において、新規高等学校卒業予定者について、ハローワークによる求人申込書の受付開始日が令和5年6月1日と

されていること及び企業による学校への求人申込み及び学校訪問の開始日が同年7月1日とされていることは認め、その余は不知。

3 「第3 問題の所在」について（訴状7ないし9ページ）

(1) 第1段落ないし第3段落（「プライバシー権は、」から「ところである。」まで）について

プライバシー権が憲法13条によって保障される基本的人権であるという学説が存在すること、原告が訴状19及び20ページにおいて引用する最高裁判決が存在することは認める。

(2) 第4段落及び第5段落（「したがって、」から「いるのである。」まで）について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）61条1項が「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（中略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」と規定していること、同法62条が「行政機関等は、本人から直接書面（中略）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、同条1ないし4号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」旨規定していること、同法64条が「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定していること、同法69条1項が「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定していることは認める。

(3) 第6段落（「しかるに、」から「ということである。」まで）について  
全体として争う。

(4) 第7段落（「以下では、」から「することとする。」まで）について  
認否の限りでない。

4 「第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用」について（訴状9ないし12ページ）

(1) 「1 新規学校卒業者に対する職業紹介の意義とルール」について

職業安定法が職業紹介活動に関する規定を置いていること、公共職業安定所が職業紹介等の業務を行う機関であること、甲第11号証及び甲第12号証に原告が指摘する記載があることは認める。

(2) 「2 高校卒業予定者に対する求人活動の規制」について

甲第11号証に原告が引用する記載があること、甲第13号証にフローチャートの記載が存在することは認め、その余は原告の意見ないし評価であるため認否の限りではない。

(3) 「3 求人ルールの自衛隊への適用とその実態」について

第1段落については、自衛官の募集については自衛隊法に基づいて行うことができるという趣旨の限度で認める。

第2段落については、甲第11号証に原告が引用する記載があること、奈良地本が、奈良市から提供された本件募集対象者の個人情報に基づき、本件募集対象者宛てに郵便はがき（甲第9号証の1及び2）を送付したことは認め、その余は争う。

第3段落については、原告が令和5年7月上旬に未成年であったこと、原告宛てに募集案内の郵便はがきを送付されたことの認否は留保し、甲第14号証で、制服を着た自衛隊員が高校3年生の生徒宅を訪問した旨報道されていることは認め、その余は争う。

第4段落については、知らないし争う。

5 「第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性」について（訴状12ないし18ページ）

(1) 「1 「自衛官」及び「自衛官候補生」の意味」について

自衛隊員とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、

防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、自衛隊法施行令1条で定める合議制の機関の委員、同条で定める部局に勤務する職員及び同条で定める職にある職員以外のものをいうこと（自衛隊法2条5項）、自衛官のほか、防衛事務官、防衛技官などがいること、自衛官候補生について、自衛隊法36条2項が「自衛官候補生は、その修了後引き続いて前項の規定に基づき任用される自衛官として必要な知識及び技術を習得させるための教育訓練を受けるものとする」と規定し、同条3項が「自衛官候補生の任用期間は、三月を基準として前項に規定する教育訓練に要する期間を勘案して防衛省令で定めるものとし、自衛官候補生から引き続いて第1項の自衛官に任用された者の当該自衛官としての任用期間は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間からその者の自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間とする」と規定していること、内閣が、平成27年4月3日付けの答弁書において、原告が引用する、甲第15号証（2枚目）記載の答弁をしたことは認め、その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りではない。

(2) 「2 自衛官＝兵士の職務の本質は「賭命義務」」について

自衛隊法52条が「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」る旨、同法53条が服務の宣誓をそれぞれ規定していること、原告の引用する最高裁判決に原告が指摘する判示があることは認め、その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

(3) 「3 自衛官の「公務労働」の内容と国民の認知度」について

甲第16号証に、原告が引用する記載があることは認め、その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

(4) 「4 自衛隊は違憲の存在であることが疑われてきた存在」について

原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りではない。

(5) 「5 安保3文書により自衛隊は今や明白な違憲状態」について

原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

6 「第6 違法性」について（訴状18ないし30ページ）

(1) 「1 プライバシー権の内容」について

原告が引用する裁判例ないし最高裁判決が存在すること、プライバシーの権利を「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉える見解があることは認め、その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

(2) 「2 被告奈良市による個人情報提供の違法性」について

認否を留保する。

(3) 「3 被告国による個人情報取得・保有・利用の違法性」について

ア 「(1)」について

第1文（「行政機関の」から「第69条第1項。」まで）について、個人情報保護法69条1項が「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定していることは認める。

第2文（「国の機関たる、」から「問題となる。」まで）については、認否の限りでない。

イ 「(2)」ないし「(4)」について

争う。

(4) 「4 被告奈良市と被告国の共同不法行為」について

争う。

7 「第7 権利侵害」及び「第8 損害」について（訴状30及び31ページ）

被告国が原告に係る個人情報を取得し、募集事務に利用した事実の認否は留保し、その余は否認ないし争う。

8 「第9 結語」について（訴状31ページ）

争う。

**第3 被告国の主張**

追って準備書面において明らかにする。

以 上